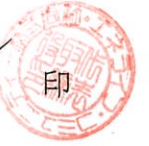


## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 **エネライフ・コミュニティー株式会社**  
 住所 **奈良県宇陀市榛原菟原830番地の1**  
 代表者氏名 **代表取締役 井谷 寛**  
 電話番号 **0745-82-7728**  
 FAX番号 **0745-82-0737**  
 メールアドレス **haibara-gas7728@topaz.ocn.ne.jp**



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 \_\_\_\_\_ / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

エネライフ・コミュニティー株式会社  
 奈良県宇陀市榛原萩原830番地の1

届出者代表取締役



TEL - 0745-82-7728  
 FAX - 0745-82-0737

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	エネライフ・コミュニティー株式会社		
住 所	奈良県宇陀市榛原萩原830番地の1		
フリガナ 代表者の氏名	イトニ トオル 代表取締役 井谷 兌		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(1) 事業者の名称 事業者の住所	榛原ガス株式会社 宇陀市榛原福地399番地の1	エネライフ・コミュニティー株式会社 宇陀市榛原萩原830番地の1	平成28年7月1日
(2) 代表者の氏名	代表取締役 井谷義晴	代表取締役 井谷兌	平成25年11月1日
(3) 役員の変更	監査役 井谷量規 監査役 井谷量規	取締役 井谷量規 監査役 井谷恵子	平成28年7月15日
(4) 事業者の名称	榛原ガス株式会社 宇陀市榛原福地399番地の1	エネライフ・コミュニティー株式会社 宇陀市榛原萩原830番地の1	平成28年7月1日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

エネライフ・コミュニティー株式会社  
奈良県宇陀市榛原萩原830番地の1

代表取締役

井 谷 寛



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

奈良県宇陀市榛原萩原830番地の1  
エネライフ・コミュニティー株式会社

会社法人等番号	1500-01-009964	
商号	榛原ガス株式会社	
	エネライフ・コミュニティー株式会社	平成28年 7月 1日変更 ----- 平成28年 7月 1日登記
本店	奈良県宇陀市榛原福地399番地の1	平成23年 4月 1日変更 ----- 平成23年 4月 1日修正
	奈良県宇陀市榛原萩原830番地の1	平成28年 7月 1日移転 ----- 平成28年 7月 1日登記
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和47年1月11日	
目的	1、家庭用、工業用プロパンガスの製造販売 2、オートガスの製造販売 3、石油製品の販売 4、ガス機器、家具の販売 5、ユニットバス、トイレ等の住宅設備機器の販売及び施工 6、車輛装飾品の販売 7、車輛の修理サービス業 8、水道施設工事業 9、給排水、衛生設備工事業 10、電気設備工事業 11、ガス配管工事業 12、損害保険による保険代理店業 13、前各号に附帯する一切の業務	
発行可能株式総数	4万8000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する  平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記	

資本金の額	金 1 0 0 0 万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない		
役員に関する事項	取締役	井 谷 義 晴	平成 2 0 年 1 0 月 3 0 日 重任 平成 2 1 年 2 月 2 0 日 登記
	取締役	井 谷 兌	平成 2 0 年 1 0 月 3 0 日 重任 平成 2 1 年 2 月 2 0 日 登記
	取締役	井 谷 正 義	平成 2 0 年 1 0 月 3 0 日 重任 平成 2 1 年 2 月 2 0 日 登記
	取締役	井 谷 量 規	平成 2 8 年 7 月 1 5 日 就任 平成 2 8 年 7 月 2 9 日 登記
	奈良県宇陀市榛原あかね台一丁目 2 番の 2 代表取締役	井 谷 兌	平成 2 5 年 1 1 月 1 日 就任 平成 2 5 年 1 1 月 1 2 日 登記
	監査役	井 谷 量 規	平成 2 0 年 1 0 月 3 0 日 重任 平成 2 1 年 2 月 2 0 日 登記 平成 2 8 年 7 月 1 5 日 辞任 平成 2 8 年 7 月 2 9 日 登記
	監査役	井 谷 恵 子	平成 2 8 年 7 月 1 5 日 就任 平成 2 8 年 7 月 2 9 日 登記
		監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成 2 8 年 7 月 2 9 日 登記
	吸収合併	平成 2 8 年 7 月 1 日 奈良県宇陀市榛原萩原 1 5 9 6 番地 井谷石油株式会社を合併 平成 2 8 年 7 月 1 日 登記	
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成 1 7 年 法律 第 8 7 号 第 1 3 6 条 の 規 定 に よ り 平 成 1 8 年 5 月 2 日 登 記	

奈良県宇陀市榛原萩原 830 番地の 1  
エネライフ・コミュニティー株式会社

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 2 日登記
登記記録に関する事項	平成 17 年法務省令第 19 号附則第 3 条第 2 項の規定により	平成 17 年 8 月 23 日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成 29 年 10 月 13 日

奈良地方法務局桜井支局  
登記官

肥 田 上



定 款

エネライフ・コミュニティー株式会社

# 定 款

## 第1章 総 則

### 第1条 (商号)

当社は、 エネライフ・コミュニティー株式会社 と称する。

### 第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 家庭用、工業用プロパンガスの製造販売
2. オートガスの販売
3. 石油製品の販売
4. ガス機器、家具の販売
5. ユニットバス、トイレ等の住宅設備機器の販売及び施工
6. 車輦装飾品の販売
7. 車輦の修理サービス業
8. 水道施設工事業
9. 給排水、衛生設備工事業
10. 電気設備工事業
11. ガス配管工事業
12. 損害保険による保険代理店業
13. 前各号に附帯する一切の業務

### 第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を 宇陀市 に置く。

### 第4条 (公告方法)

当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

### 第5条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、48,000株とする。

### 第6条 (株券の種類)

当社の発行する株券は、1株券、10株券、100株券、1,000株券の4種類とする。



## 第7条（株式の譲渡制限）

当会社の株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

## 第8条（株主名簿記載事項の記載の請求）

株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

## 第9条（質権の登録）

当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

②登録の抹消についても同様とする。

## 第10条（株券の再発行）

株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

②株券を喪失した者は、株券喪失登録の申請を行い、所定の手続を経て株券が無効となった後でなければ、新株券の発行を請求することはできない。

## 第11条（手数料）

前3条に定める請求をするには、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

## 第12条（基準日）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、一定の日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。ただし、この場合には、その一定の日の2週間前までに公告するものとする。

## 第13条（届出）

当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

②当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

## 第14条（株式の割当を受ける権利等の決定）

当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む）及び新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与

える旨及びその申込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。

### 第3章 株主総会

#### 第15条（株主総会）

当社は、事業年度末日の翌日から3月以内に定時総会を開催し、必要に応じて、臨時総会を開催するものとする。

#### 第16条（招集及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、社長たる取締役が招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ②株主総会においては社長たる取締役が議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。
- ③株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して、その通知を発することを要する。
- ④株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに開くことができる。

#### 第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### 第18条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

#### 第19条（株主総会の決議の省略）

株主総会の決議の目的たる事項について、取締役または株主から提案があった場合において、当該事項について議決権を行使することができる株主の全員が、書面により当該提案につき同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

#### 第20条（株主総会への報告の省略）

取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

## 第21条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。

## 第4章 取締役、取締役会及び監査役

### 第22条（取締役会の設置）

当会社には、取締役会を置く。

### 第23条（取締役の員数）

当会社の取締役は3名以上とする。

### 第24条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### 第25条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ②増員により又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

### 第26条（社長及び代表取締役）

取締役会の決議によって、取締役の中から、代表取締役1名を選定する。

- ②代表取締役をもって当会社の社長とする。
- ③社長は会社の業務を執行し、会社を代表する。

### 第27条（取締役会の招集及び議長）

取締役会は、社長が招集し、議長となる。

- ②社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
- ③取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。

### 第28条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### 第29条（取締役会の決議の省略）

取締役会の決議の目的である事項について、取締役から提案があった場合において、当該事項につき議決に加わることができる取締役の全員が、書面により当該提案につき同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

### 第30条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。

### 第31条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

### 第32条（監査役の設置及び員数）

当会社には、監査役を置くものとし、その員数は1名以上とする。

### 第33条（監査役の監査の範囲の限定）

監査役は会計に関するものに限り監査を行う。

### 第34条（監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### 第35条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### 第36条（監査役の報酬等）

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

### 第37条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの年1期とする。

第38条 (剰余金の配当)

剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

②配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

第39条 (規定外条項)

この定款に規定のない事項は、すべて会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律その他の法令によるものとする。

上記は現行定款である。

平成28年7月 日

エネライフ・コミュニティー株式会社

代表取締役 井谷 兎



この定款は原本と相違ありません。

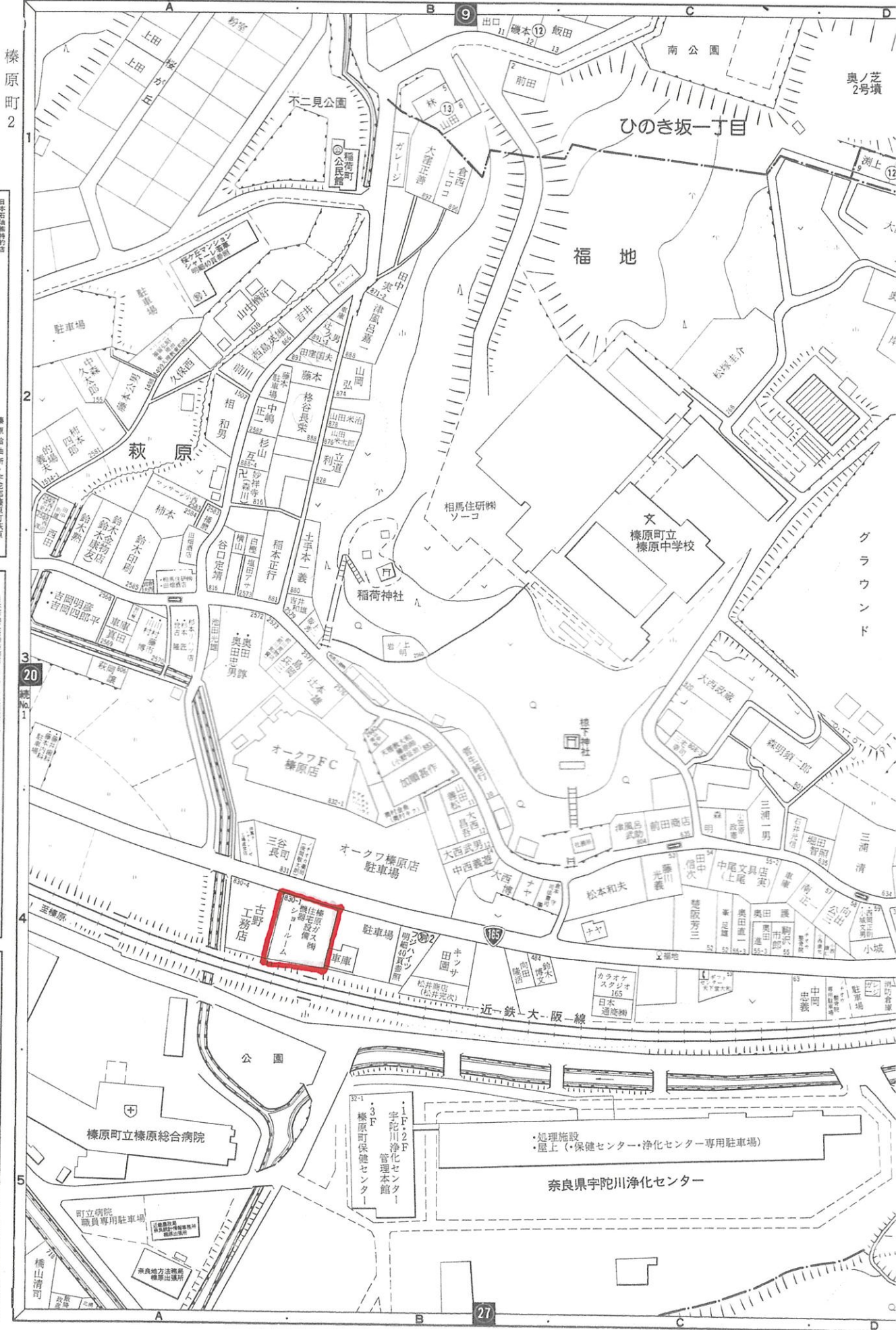
平成29年10月10日

エネライフ・コミュニティー株式会社

奈良県宇陀市榛原町赤石

代表取締役





**井谷石油株式会社**

日本石油株式会社  
井谷石油株式会社  
〒590-0001 大阪府宇陀郡棟原町萩原  
大字PC給油所・宇陀郡大字町西山  
TEL:0745821320

**棟原ガス株式会社**

日本ガス株式会社  
棟原ガス株式会社  
〒590-0001 大阪府宇陀郡棟原町萩原  
光澤池 宇陀郡棟原町萩原  
TEL:0745821320

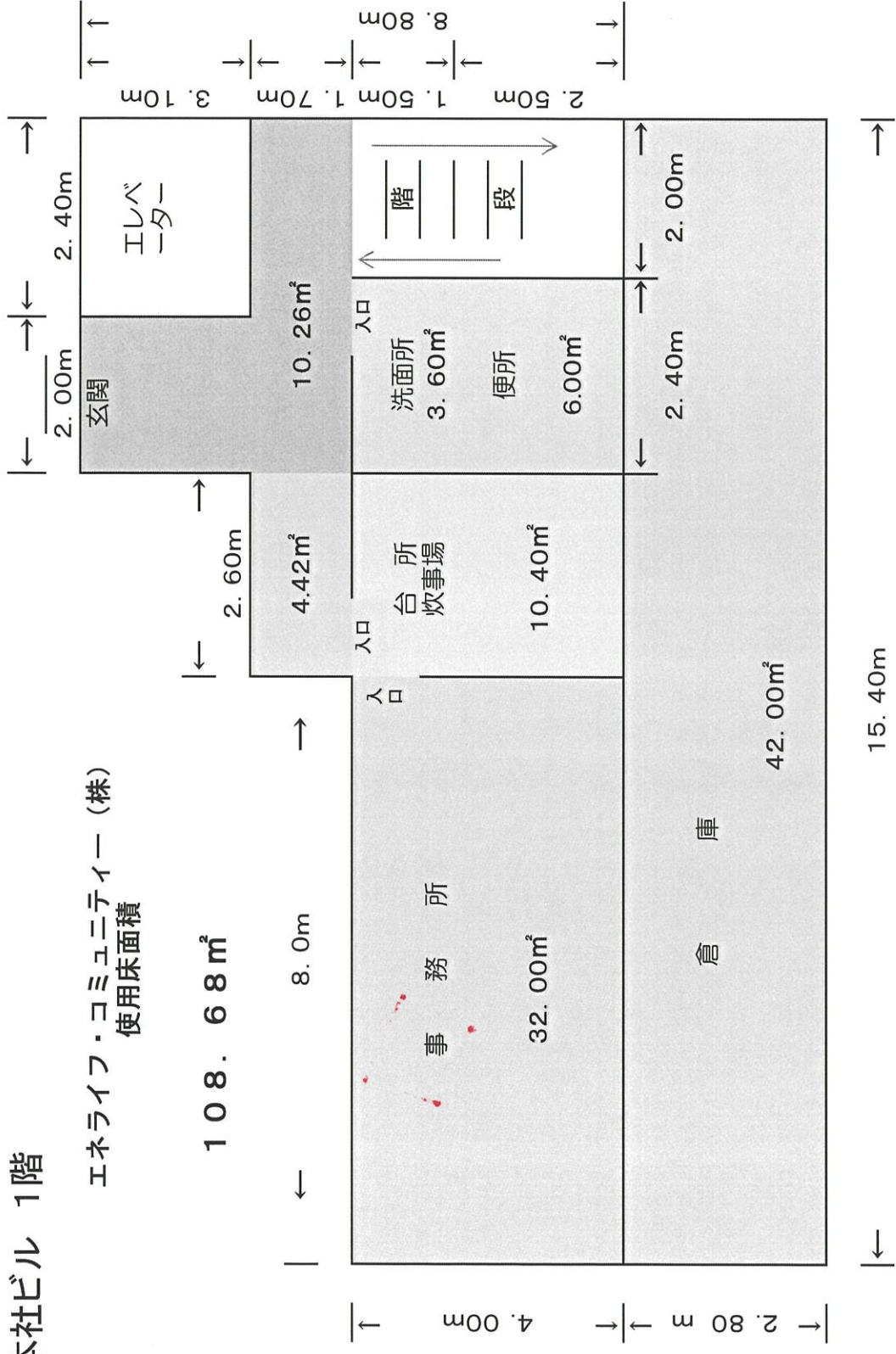
**棟原ガス住設機器(株)**

宇陀郡棟原町萩原  
〒590-0001  
TEL:0745827728  
FAX:0745829737

# 本ビル 1階

エネライフ・コミュニティー (株)  
使用床面積

108.68㎡





エネライフ・コミュニティ(株)

本社ビル 外観



玄関



通用口





事務所入り口

---

---

---

---

---

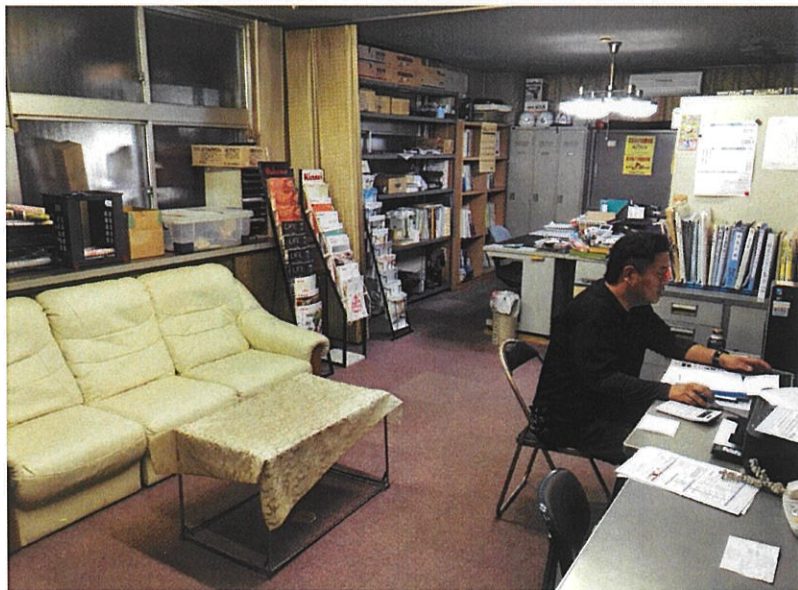
---

---

---

---

---



事務所

---

---

---

---

---

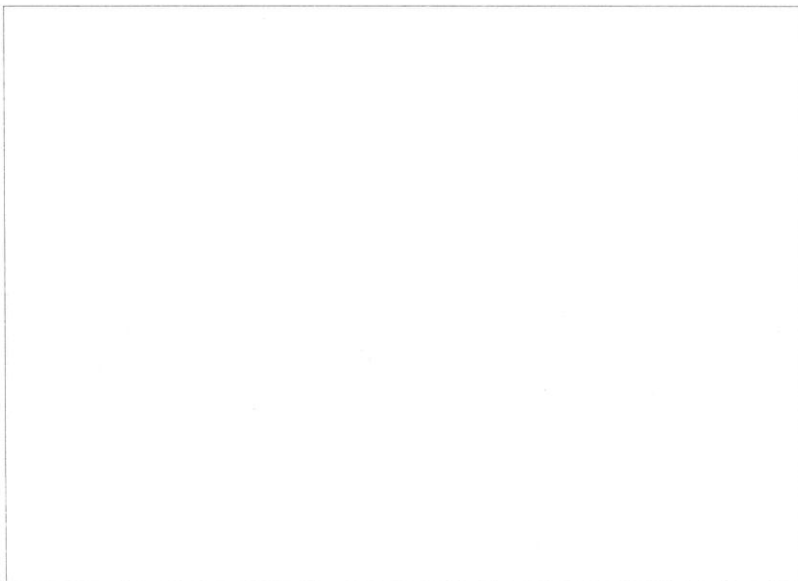
---

---

---

---

---



---

---

---

---

---

---

---

---

---

---